

## 監査規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本女性科学者の会（以下「本会」という。）の定款第27条、第53条ならびに第61条の規定に基づき、監事監査に必要な事項を定める。

(監査範囲)

第2条 監事は本会の定款第5条、第24条、第25条に基づき設置され、本会の本部及び支部における事業全般について監査を行う。

(監査対象)

第3条 監査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 関係諸法令、定款及び規則等に基づく事業の実施状況
- (2) 収支予算及び決算、事業計画及び報告の実施状況
- (3) 組織運営・経営執行の状況及び業務能率化の状況
- (4) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) その他本会の事業に関する事項

(監査方法)

第4条 監査は、書面監査、実地監査その他適宜の方法により行う。

(監査区分)

第5条 監査は、次の各号に掲げる区分により行う。

- (1) 定期監査
- (2) 臨時監査

2 本条第1項第1号の定期監査は、本規則第6条に定める監査計画に従い実施する。

3 本条第1項第2号の臨時監査は、監事が必要と認めた場合適宜これを行う。

(監査計画)

第6条 監事は、毎事業年度初めに監査計画を作成し、速やかに会長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、その都度、監査項目・実施時期・監査方法等を記載した文書をもって会長に通知するものとする。

(監査の実施)

第7条 監事は、監査計画に基づき監査を実施するときは、あらかじめ理事会に必要な事項を通知するものとする。

(監査結果の報告等)

第8条 監事は、監査終了後、監査の結果に基づき監査結果報告書を作成し、速やかに会長に提出するものとする。

(報告に基づく措置)

第9条 会長は、前条の監査結果報告書に是正又は改善を要する事項がある場合は、速やかに是正又は改善の措置を講じなければならない。

2 会長は、前項の措置を講じた場合には、その内容及び結果について、監事に文書により報告するものとする。

(監事の支援等)

第10条 監事は、必要と認めるときは、会長の承認を得て本会の正会員に監査の補助を行わせることができる。

2 前項の規定に基づき監査の補助を行う正会員（以下「監査補助者」という。）は、業務上知り得た事項を正当な理由なくして他に漏らしてはならない。

(監査への協力)

第11条 監査を受ける関係者は、監事及び監査補助者の求めに応じ、監査に立ち会い、必要な資料又は物件等を提示し、説明及び報告を行うとともに、監査の円滑な遂行に協力しなければならない。

(規則の改廃等)

第12条 この規則の改廃は、本会の定款第36条によるものとする。

附則

第1条 この規則は、平成26年5月25日開催の第1回理事会で制定し、平成26年4月1日より施行する。